

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 42 条第 2 号の規定に基づき、平成 22 年 7 月 9 日から 2 か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第 46 条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年 7 月 23 日

さいたま地方法務局長 浅井 琢児
記

氏名 高橋 建男

所属する土地家屋調査士会 埼玉土地家屋調査士
会

登録番号 埼玉第 1987 号

事務所の所在地 埼玉県南埼玉郡白岡町大字太田
新井 1688 番地の 3

違反行為 非調査士との提携の禁止等